

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20230426製局第4号
令和5年5月1日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長

経済産業省製造産業局長

国際テロリストと関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長及び警察庁警備局長から令和5年4月26日付け警察庁丙組組一発第135号、警察庁丙備企発第98号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

当該要請の趣旨は、「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき国際テロリストの指定の有効期間を延長する件」（令和5年4月26日付け国家公安委員会告示第19号）により、資産（財産）凍結措置等の対象となる者の指定の有効期間が延長されたことから、それを周知するものです。

最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、引き続き国際テロリストと関連すると疑われる取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

機密性 1

警察庁丙組組一発第 135 号
警察庁丙備企発第 98 号
令和 5 年 4 月 26 日

金融庁総合政策局長
金融庁監督局長
総務省情報流通行政局郵政行政部長
財務省大臣官房総括審議官
財務省国際局長
厚生労働省雇用環境・均等局長
農林水産省大臣官房総括審議官
(新事業・食品産業)
農林水産省経営局長
経済産業省製造産業局長
経済産業省商務・サービス審議官
資源エネルギー庁次長
中小企業庁長官
国土交通省不動産・建設経済局長

殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警察庁警備局長

国際テロリストと関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 169）

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき公告国際テロリストの指定の有効期間を延長する件」（令和 5 年 4 月 26 日付け国家公安委員会告示第 19 号）により、資産（財産）凍結措置等の対象となる者の指定の有効期間が延長された。

国際テロリストと関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、国際テロリストとの一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「国際テロリスト財産凍結法」という。）により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、所管の特定事業者に対し、この度の指定の有効期間の延長を周知していただくとともに、引き続き国際テロリストと関連すると疑われる取引について犯罪収

益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、国際テロリストとの一定の取引について国際テロリスト財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

○国家公安委員会告示第十九号

次の公告国際テロリストについて、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第六条第一項の規定に基づき、同法第四条第一項の規定による指定の有効期間を延長するので、同法第六条第二項において準用する同法第五条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年四月二十六日

国家公安委員会委員長 谷 公一

法人その他の団体

- 1 名称 インディアン・ムジャヒディン（Indian Mujahideen（IM））

指定をした年月日 令和2年4月27日

指定番号 DE-24

延長後の指定の有効期間 令和2年4月27日から令和8年4月26日までの間

指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ

その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日：令和5年4月26日

- 2 名称 インド亜大陸のアル・カーイダ（al-Qa'ida in the Indian Subcontinent（AQIS））

指定をした年月日 令和2年4月27日

指定番号 DE-25

延長後の指定の有効期間 令和2年4月27日から令和8年4月26日までの間

指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ

その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日：令和5年4月26日

3 名称 ネオJMB (Neo-JMB)

指定をした年月日 令和2年4月27日

指定番号 DE-26

延長後の指定の有効期間 令和2年4月27日から令和8年4月26日までの間

指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ

その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日：令和5年4月26日